

新・改正（R08.7.1）	旧・現行（R07.7.1施行）
用地調査等業務費積算基準 平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知 ＜沿革＞平成27年4月24日用第8号改正 ＜沿革＞平成27年9月11日用第41号改正 ＜沿革＞平成28年6月17日用第29号改正 ＜沿革＞平成29年5月1日用第3号改正 ＜沿革＞平成29年6月23日用第13号改正 ＜沿革＞平成30年6月29日用第1199号改正 ＜沿革＞令和元年6月28日用第1225号改正 ＜沿革＞令和2年6月30日用第1183号改正 ＜沿革＞令和3年6月25日用第1152号改正 ＜沿革＞令和4年6月28日用第1193号改正 ＜沿革＞令和5年6月30日用第1166号改正 ＜沿革＞令和6年3月28日用第1626号改正 ＜沿革＞令和6年6月25日用第1140号改正 ＜沿革＞令和7年6月25日用第1106号改正 <u>＜沿革＞令和8年7月1日用第1097号改正</u> 第 1 章 第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 （2）直接経費 ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 3）往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1）、2）には含まれていないため、別途計上すること。 なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 2 その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費、<u>熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。</u> <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(当該業務に従事する技術</u>	用地調査等業務費積算基準 平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知 ＜沿革＞平成27年4月24日用第8号改正 ＜沿革＞平成27年9月11日用第41号改正 ＜沿革＞平成28年6月17日用第29号改正 ＜沿革＞平成29年5月1日用第3号改正 ＜沿革＞平成29年6月23日用第13号改正 ＜沿革＞平成30年6月29日用第1199号改正 ＜沿革＞令和元年6月28日用第1225号改正 ＜沿革＞令和2年6月30日用第1183号改正 ＜沿革＞令和3年6月25日用第1152号改正 ＜沿革＞令和4年6月28日用第1193号改正 ＜沿革＞令和5年6月30日用第1166号改正 ＜沿革＞令和6年3月28日用第1626号改正 ＜沿革＞令和6年6月25日用第1140号改正 ＜沿革＞令和7年6月25日用第1106号改正 第 1 章 第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 （2）直接経費 ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 3）往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1）、2）には含まれていないため、別途計上すること。<u>その場合は、1－3－3に基づく。</u> なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 2 その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

新・改正（R08.7.1）								旧・現行（R07.7.1施行）									
者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。																	
第6 建物等の調査								第6 建物等の調査									
4 建物の調査								4 建物の調査									
(1) 木造建物の調査及び算定 (略)								(1) 木造建物の調査及び算定 (略)									
表6－4（略） 表6－5								表6－4（略） 表6－5									
区 分	単位	規 模	職 種	外 業 調 査	内 業 図面等 算 定		計	備 考	区 分	単位	規 模	職 種	外 業 調 査	内 業 図面等 算 定		計	備 考
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人		木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人					技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人					技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人					技師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人		木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人					技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人					技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人					技師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人		木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人					技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人					技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技師 D	—	—	0.10	0.10人					技師 D	—	—	0.10	0.10人	
注1 （略）								注1 （略）									
注2 本表は、石綿調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。)第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、 <u>石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6－15によって行うものとする。</u>								注2 本表は、石綿調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。)第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、 <u>以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</u>									
								・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用									
								・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用									
表6－6（略）								表6－6（略）									
(2) 木特殊建物の調査及び算定 (略)								(2) 木特殊建物の調査及び算定 (略)									
表6－7								表6－7									
区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考

[illegible]

新・改正 (R08. 7. 1)										旧・現行 (R07. 7. 1施行)									
				技師 C	—	1. 90	1. 00	2. 90人					技師 C	—	1. 90	1. 00	2. 90人		
				技師 D	—	—	0. 26	0. 26人					技師 D	—	—	0. 26	0. 26人		
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0. 12	0. 12人	用途による区 分イの場合		非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0. 12	0. 12人	用途による区 分イの場合	
			技師 A	0. 41	0. 17	0. 11	0. 69人		技師 A				0. 41	0. 17	0. 11	0. 69人			
			技師 B	0. 41	1. 10	0. 34	1. 85人		技師 B				0. 41	1. 10	0. 34	1. 85人			
			技師 C	0. 41	0. 69	0. 42	1. 52人		技師 C				0. 41	0. 69	0. 42	1. 52人			
			技師 D	—	—	0. 18	0. 18人		技師 D				—	—	0. 18	0. 18人			
			構造計算を行う場合										構造計算を行う場合						
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考		
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定				
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1. 08	0. 58	0. 38	2. 04人	用途による区 分イの場合		非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1. 08	0. 58	0. 38	2. 04人	用途による区 分イの場合	
			技師 A	1. 08	11. 43	—	12. 51人		技師 A				1. 08	11. 43	—	12. 51人			
			技師 B	1. 08	0. 48	1. 30	2. 86人		技師 B				1. 08	0. 48	1. 30	2. 86人			
			技師 C	—	2. 54	1. 39	3. 93人		技師 C				—	2. 54	1. 39	3. 93人			
			技師 D	—	—	0. 23	0. 23人		技師 D				—	—	0. 23	0. 23人			
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0. 83	0. 49	0. 33	1. 65人	用途による区 分イの場合		非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0. 83	0. 49	0. 33	1. 65人	用途による区 分イの場合	
			技師 A	0. 83	9. 47	—	10. 30人		技師 A				0. 83	9. 47	—	10. 30人			
			技師 B	0. 83	0. 41	1. 10	2. 34人		技師 B				0. 83	0. 41	1. 10	2. 34人			
			技師 C	—	1. 98	0. 97	2. 95人		技師 C				—	1. 98	0. 97	2. 95人			
			技師 D	—	—	0. 21	0. 21人		技師 D				—	—	0. 21	0. 21人			
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0. 82	0. 37	0. 37	1. 56人	用途による区 分イの場合		非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0. 82	0. 37	0. 37	1. 56人	用途による区 分イの場合	
			技師 A	0. 82	7. 17	—	7. 99人		技師 A				0. 82	7. 17	—	7. 99人			
			技師 B	0. 82	0. 22	0. 79	1. 83人		技師 B				0. 82	0. 22	0. 79	1. 83人			
			技師 C	—	1. 90	1. 00	2. 90人		技師 C				—	1. 90	1. 00	2. 90人			
			技師 D	—	—	0. 26	0. 26人		技師 D				—	—	0. 26	0. 26人			
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0. 12	0. 12人	用途による区 分イの場合		非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0. 12	0. 12人	用途による区 分イの場合	
			技師 A	0. 41	1. 52	0. 11	2. 04人		技師 A				0. 41	1. 52	0. 11	2. 04人			
			技師 B	0. 41	1. 10	0. 34	1. 85人		技師 B				0. 41	1. 10	0. 34	1. 85人			
			技師 C	0. 41	0. 69	0. 42	1. 52人		技師 C				0. 41	0. 69	0. 42	1. 52人			
			技師 D	—	—	0. 18	0. 18人		技師 D				—	—	0. 18	0. 18人			
注1 (略)										注1 (略)									
注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)										注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)									

新・改正（R08.7.1）							旧・現行（R07.7.1施行）																															
を含んだ歩掛である。ただし、 <u>石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6－15によって行うものとする。</u>							を含んだ歩掛である。ただし、 <u>以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</u>																															
							・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用																															
							・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用																															
(4) 建物の見積 (略)							(4) 建物の見積 (略)																															
							表6－9（略）																															
(5) 石綿分析調査の依頼																																						
<u>石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとする。</u>																																						
							表6－14																															
<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">職 種</th><th>外 業</th><th colspan="2">内 業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>調 査</th><th>図面等</th><th>算 定</th></tr><tr><td rowspan="2">石綿分析調査の依頼</td><td rowspan="2">回</td><td>主任技師</td><td>0.16</td><td>＝</td><td>0.10</td><td>0.26 人</td><td></td></tr><tr><td>技師 A</td><td>0.16</td><td>0.30</td><td>＝</td><td>0.46 人</td><td></td></tr></table>							区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考	調 査	図面等	算 定	石綿分析調査の依頼	回	主任技師	0.16	＝	0.10	0.26 人		技師 A	0.16	0.30	＝	0.46 人								
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計				備考																												
			調 査	図面等	算 定																																	
石綿分析調査の依頼	回	主任技師	0.16	＝	0.10	0.26 人																																
		技師 A	0.16	0.30	＝	0.46 人																																
注1 本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な費用を別途計上するものとする。																																						
注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6－1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。																																						
(6) 石綿除去処分の見積																																						
<u>石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。</u>																																						
							表6－15																															
<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">職 種</th><th>外 業</th><th colspan="2">内 業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>調 査</th><th>図面等</th><th>算 定</th></tr><tr><td rowspan="2">石綿除去処分の見積</td><td rowspan="2">回</td><td>主任技師</td><td>＝</td><td>＝</td><td>0.16</td><td>0.16 人</td><td></td></tr><tr><td>技師 A</td><td>＝</td><td>0.24</td><td>0.27</td><td>0.51 人</td><td></td></tr></table>							区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考	調 査	図面等	算 定	石綿除去処分の見積	回	主任技師	＝	＝	0.16	0.16 人		技師 A	＝	0.24	0.27	0.51 人								
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計				備考																												
			調 査	図面等	算 定																																	
石綿除去処分の見積	回	主任技師	＝	＝	0.16	0.16 人																																
		技師 A	＝	0.24	0.27	0.51 人																																
注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。																																						
注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6－1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。																																						
5 建物等の法令適合性の調査及び算定							5 建物等の法令適合性の調査及び算定																															
建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、							建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、																															

新・改正（R08.7.1）									旧・現行（R07.7.1施行）								
第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、 <u>表6－16</u> によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、 <u>表6－17</u> により行うものとする。									第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、 <u>表6－14</u> によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、 <u>表6－15</u> により行うものとする。								
<u>表6－16</u> （略）									<u>表6－14</u> （略）								
<u>表6－17</u> （略）									<u>表6－15</u> （略）								
6 工作物の調査									6 工作物の調査								
(1) 機械設備									(1) 機械設備								
(略)									(略)								
イ 機械設備の区分									イ 機械設備の区分								
機械設備の調査及び算定を行う場合は、 <u>表6－18</u> の区分によるものとする。									機械設備の調査及び算定を行う場合は、 <u>表6－16</u> の区分によるものとする。								
<u>表6－18</u> （略）									<u>表6－16</u> （略）								
ロ 機械設備の調査及び算定									ロ 機械設備の調査及び算定								
機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、 <u>表6－19</u> により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。									機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、 <u>表6－17</u> により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。								
なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。									なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。								
(i) (略)									(i) (略)								
(ii) (略)									(ii) (略)								
<u>表6－19</u>									<u>表6－17</u>								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人		機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人					技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人					技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人					技師 D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人		機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人					技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人					技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人					技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人		機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人					技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人					技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人					技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人		機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人					技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	

新・改正（R08.7.1）										旧・現行（R07.7.1施行）									
			600㎡未満	技師 B	1.35	3.97	—	5.32人					600㎡未満	技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
				技師 D	—	—	0.63	0.63人						技師 D	—	—	0.63	0.63人	
注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－20の補正率表を適用するものとする。 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、<u>石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6－15によって行うものとする。</u>																			
表6－20（略）										表6－18（略）									
ハ 機械設備の見積 機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、<u>表6－21</u>によって行うものとする。																			
表6－21（略）										表6－19（略）									
（2）生産設備（略）																			
イ 生産設備の区分 生産設備の調査及び算定を行う場合は、<u>表6－22</u>の区分によるものとする。																			
表6－22（略）										表6－20（略）									
ロ 生産設備の調査及び算定 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、<u>表6－23</u>により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。																			
表6－23										表6－21									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考		区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	
				調 査	図面等	算 定										調 査			
生産設備A	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人			生産設備A	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人		
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人						技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人		
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人						技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人		
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人						技師 C	0.29	0.49	—	0.78人		

新・改正 (R08. 7. 1)										旧・現行 (R07. 7. 1施行)									
				技師 D	—	—	0. 15	0. 15人						技師 D	—	—	0. 15	0. 15人	
	生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0. 12	0. 12人			生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0. 12	0. 12人	
				技師 A	0. 41	0. 15	0. 18	0. 74人						技師 A	0. 41	0. 15	0. 18	0. 74人	
				技師 B	0. 41	0. 88	0. 46	1. 75人						技師 B	0. 41	0. 88	0. 46	1. 75人	
				技師 C	0. 41	0. 70	—	1. 11人						技師 C	0. 41	0. 70	—	1. 11人	
				技師 D	—	—	0. 19	0. 19人						技師 D	—	—	0. 19	0. 19人	
	生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0. 11	0. 11人			生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0. 11	0. 11人	
				技師 A	0. 21	0. 15	0. 16	0. 52人						技師 A	0. 21	0. 15	0. 16	0. 52人	
				技師 B	0. 21	0. 58	0. 32	1. 11人						技師 B	0. 21	0. 58	0. 32	1. 11人	
				技師 C	0. 21	0. 48	—	0. 69人						技師 C	0. 21	0. 48	—	0. 69人	
	生産設備D	箇 所	—	技師 D	—	—	0. 17	0. 17人			生産設備D	箇 所	—	技師 D	—	—	0. 17	0. 17人	
				主任技師	—	—	0. 08	0. 08人						主任技師	—	—	0. 08	0. 08人	
				技師 A	0. 13	0. 09	0. 09	0. 31人						技師 A	0. 13	0. 09	0. 09	0. 31人	
				技師 B	0. 13	0. 50	0. 16	0. 79人						技師 B	0. 13	0. 50	0. 16	0. 79人	
				技師 C	0. 13	0. 21	—	0. 34人						技師 C	0. 13	0. 21	—	0. 34人	
技師 D				—	—	0. 17	0. 17人		技師 D	—				—	0. 17	0. 17人			
注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、 <u>表6－24</u> の補正率表を適用するものとする。										注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、 <u>表6－22</u> の補正率表を適用するものとする。									
注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、 <u>石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6－15によって行うものとする。</u>										注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、 <u>以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</u> <u>・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用</u> <u>・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</u>									
ハ 生産設備の見積 生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、 <u>表6－25</u> によって行うものとする。 表6－25 (略)										ハ 生産設備の見積 生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、 <u>表6－23</u> によって行うものとする。 表6－23 (略)									
(3) 附帯工作物 (敷地内の立竹木を含む。) (略)										(3) 附帯工作物 (敷地内の立竹木を含む。) (略)									
イ 附帯工作物の区分 附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、 <u>表6－26</u> によるものとする。 表6－26 (略)										イ 附帯工作物の区分 附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、 <u>表6－24</u> によるものとする。 表6－24 (略)									

新・改正（R08.7.1）									旧・現行（R07.7.1施行）								
ロ 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定 附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、 <u>表6－27</u> により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。									ロ 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定 附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、 <u>表6－25</u> により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。								
表6－27									表6－25								
区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人					技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人					技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人					技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人					技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人					技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人					技師 D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人		住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人					技師 B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人					技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人					技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人		農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人					技師 B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人					技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人					技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人		農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02人					技師 B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人					技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人					技師 D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人		工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24人					技師 B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人					技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18人					技師 D	—	—	0.18	0.18人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人		独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34人					技師 B	0.13	—	0.21	0.34人	

新・改正（R08.7.1）										旧・現行（R07.7.1施行）									
				技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94人					技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94人		
				技師 D	—	—	0.15	0.15人					技師 D	—	—	0.15	0.15人		
注1 （略） 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、<u>表6－28</u>の補正率表を適用するものとする。 注3 （略） 注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、<u>石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6－15によって行うものとする。</u> <u>表6－28</u>（略）										注1 （略） 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、<u>表6－26</u>の補正率表を適用するものとする。 注3 （略） 注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、<u>以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</u> <u>・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用</u> <u>・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</u> <u>表6－26</u>（略）									
ハ 独立工作物の見積 独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、<u>表6－29</u>によって行うものとする。 <u>表6－29</u>（略）										ハ 独立工作物の見積 独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、<u>表6－27</u>によって行うものとする。 <u>表6－27</u>（略）									
（4）立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、<u>表6－30</u>の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、<u>表6－31</u>により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。 $\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$ ただし、<u>表6－30</u>の区分欄の庭木等に掲げるものについては、（3）附帯工作物に含めて調査するものとする。 <u>表6－30</u>（略） <u>表6－31</u>										（4）立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、<u>表6－28</u>の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、<u>表6－29</u>により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。 $\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$ ただし、<u>表6－28</u>の区分欄の庭木等に掲げるものについては、（3）附帯工作物に含めて調査するものとする。 <u>表6－28</u>（略） <u>表6－29</u>									
区 分	単 位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備 考		区 分	単 位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	
				調 査	図面等	算 定								調 査	図面等	算 定			
用材林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人			用材林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人		
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人						技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人		
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人						技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人		
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人						技師 D	0.23	—	0.15	0.38人		
薪炭林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人			薪炭林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人						技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人		
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人						技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人		
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人						技師 D	0.36	—	0.15	0.51人		

新・改正 (R08.7.1)									
収穫樹	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。	
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人		
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人		
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人		
竹 林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人		
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人		
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人		
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人		
苗 木 (植木畑)	1,000㎡	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。	
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人		
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56人		

注 調査区域の地形等によって表6－32の補正を行うものとする。

表6－32 (略)

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表6－33によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－34により行うものとする。

表6－33 (略)

表6－34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭 園 B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭 園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－35の補正率表を適用するものとする。

旧・現行 (R07.7.1施行)									
収穫樹	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。	
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人		
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人		
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人		
竹 林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人		
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人		
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人		
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人		
苗 木 (植木畑)	1,000㎡	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。	
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人		
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56人		

注 調査区域の地形等によって表6－30の補正を行うものとする。

表6－30 (略)

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表6－31によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－32により行うものとする。

表6－31 (略)

表6－32

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭 園 B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭 園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－33の補正率表を適用するものとする。

新・改正（R08. 7. 1）							旧・現行（R07. 7. 1施行）																																																								
注2（略）							注2（略）																																																								
表6－35（略）							表6－33（略）																																																								
（6）墳墓等の調査及び算定 墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに附随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6－36によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6－37により行うものとする。 この場合の直接人件費は、次式によるものとする。							（6）墳墓等の調査及び算定 墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに附随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6－34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6－35により行うものとする。 この場合の直接人件費は、次式によるものとする。																																																								
直接人件費＝（単位当たり直接人件費× $\frac{\text{調査対象面積}}{10}$ ）							直接人件費＝（単位当たり直接人件費× $\frac{\text{調査対象面積}}{10}$ ）																																																								
表6－36（略）							表6－34（略）																																																								
表6－37（略）							表6－35（略）																																																								
7 建物等の残地移転要件の該当性の検討							7 建物等の残地移転要件の該当性の検討																																																								
工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要な、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6－38により行うものとする。							工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要な、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6－36により行うものとする。																																																								
表6－38（略）							表6－36（略）																																																								
8 照応建物の設計案の作成等							8 照応建物の設計案の作成等																																																								
（略）							（略）																																																								
（1）建物計画案の策定							（3）建物計画案の策定																																																								
照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6－39により行うものとする。							照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6－37により行うものとする。																																																								
表6－39							表6－37																																																								
<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">職 種</th><th>外 業</th><th colspan="2">内 業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>調 査</th><th>図面等</th><th>算 定</th></tr><tr><td rowspan="2">建物計画案の策定</td><td rowspan="2">計画案1 案あたり</td><td>技師 A</td><td>—</td><td>0.13</td><td>—</td><td>0.13人</td><td></td></tr><tr><td>技師 B</td><td>—</td><td>0.37</td><td>—</td><td>0.37人</td><td></td></tr></table>							区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考	調 査	図面等	算 定	建物計画案の策定	計画案1 案あたり	技師 A	—	0.13	—	0.13人		技師 B	—	0.37	—	0.37人		<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">職 種</th><th>外 業</th><th colspan="2">内 業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>調 査</th><th>図面等</th><th>算 定</th></tr><tr><td rowspan="2">建物計画案の策定</td><td rowspan="2">計画案1 案あたり</td><td>技師 A</td><td>—</td><td>0.13</td><td>—</td><td>0.13人</td><td></td></tr><tr><td>技師 B</td><td>—</td><td>0.37</td><td>—</td><td>0.37人</td><td></td></tr></table>							区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考	調 査	図面等	算 定	建物計画案の策定	計画案1 案あたり	技師 A	—	0.13	—	0.13人		技師 B	—	0.37	—	0.37人	
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計				備 考																																																					
			調 査	図面等	算 定																																																										
建物計画案の策定	計画案1 案あたり	技師 A	—	0.13	—	0.13人																																																									
		技師 B	—	0.37	—	0.37人																																																									
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考																																																								
			調 査	図面等	算 定																																																										
建物計画案の策定	計画案1 案あたり	技師 A	—	0.13	—	0.13人																																																									
		技師 B	—	0.37	—	0.37人																																																									
注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6－39を適用するものとする。							注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6－37を適用するものとする。																																																								
（2）照応建物の設計案の作成							（4）照応建物の設計案の作成																																																								
概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6－40により行うものとする。 なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。							概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6－38により行うものとする。 なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。																																																								

新・改正（R08.7.1）								旧・現行（R07.7.1施行）									
ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。								ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。									
表6－40								表6－38									
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考		
			調 査	図面等	算 定						調 査	図面等	算 定				
照応建物の設計 案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20人		照応建物の設計 案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20人			
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18人				技師 B	—	0.72	0.46	1.18人			
		技師 C	—	0.41	—	0.41人				技師 C	—	0.41	—	0.41人			
		技師 D	—	—	0.10	0.10人				技師 D	—	—	0.10	0.10人			
注（略）								注（略）									
第9 移転工法案の検討 8 機械設備設計 （略）								9 その他									
								次の見積徴収に要する直接人件費の積算は、表6－39により行うものとする。									
								<u>（1）建築仕上塗材 石綿分析調査費用の見積とは、建築用仕上塗材に石綿が含有されている可能性があるため、専門分析機関から見積を徴収し、石綿含有の有無を特定する場合</u>									
								<u>（2）建築仕上塗材 石綿除去処分費用の見積とは、建築用仕上塗材に石綿が含有されていることが明らかであることから、適切な除去処分方法による石綿除去処分費用を専門業者から徴収し、解体工事に加算して補償額を算定する場合</u>									
								表6－39									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
建築仕上塗材 石綿分析調査費用の見積	敷地	二	主任技師	0.14	—	0.43	0.57人		建築仕上塗材 石綿除去処分費用の見積	敷地	二	主任技師	0.14	—	0.43	0.57人	
			技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19人					技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19人	
注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。								注2 本表歩掛は、石綿分析機関の分析調査費用を含んでいない。									
第9 移転工法案の検討 8 機械設備設計 （略）								第9 移転工法案の検討									
								8 機械設備設計									
								（略）									
								機械設備設計標準員数									
表9－13								表9－13									
区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考		
				図面等	算 定							図面等	算 定				
機械設備A	事業所	設置面積	主任技師	0.14	0.40	0.54人		機械設備A	事業所	設置面積	主任技師	0.14	0.40	0.54人			

新・改正 (R08.7.1)										旧・現行 (R07.7.1施行)									
			100 m ² 以上 200 m ² 未満	技師 A	0.75	0.40	1.15 人					100 m ² 以上 200 m ² 未満	技師 A	0.75	0.40	1.15 人			
				技師 B	0.93	—	0.93 人					技師 B	0.93	—	0.93 人				
				技師 D	—	0.22	0.22 人					技師 D	—	0.22	0.22 人				
	機械設備B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人			機械設備B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人			
				技師 A	2.29	2.31	4.60 人						技師 A	2.29	2.31	4.60 人			
				技師 B	2.76	—	2.76 人						技師 B	2.76	—	2.76 人			
				技師 D	—	0.63	0.63 人						技師 D	—	0.63	0.63 人			
	機械設備C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人			機械設備C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人			
				技師 A	2.87	2.89	5.76 人						技師 A	2.87	2.89	5.76 人			
				技師 B	3.45	—	3.45 人						技師 B	3.45	—	3.45 人			
				技師 D	—	0.63	0.63 人						技師 D	—	0.63	0.63 人			
	機械設備D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人			機械設備D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人			
				技師 A	3.30	3.33	6.63 人						技師 A	3.30	3.33	6.63 人			
				技師 B	3.97	—	3.97 人						技師 B	3.97	—	3.97 人			
				技師 D	—	0.63	0.63 人						技師 D	—	0.63	0.63 人			
注1 本表の区分は、 <u>表6－18</u> のとおりとする。										注1 本表の区分は、 <u>表6－16</u> のとおりとする。									
注2 (略)										注2 (略)									
注3 (略)										注3 (略)									
注4 本表の歩掛は、 <u>表6－19</u> の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。										注4 本表の歩掛は、 <u>表6－17</u> の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。									
見積徴収者員数										見積徴収者員数									
表9－14										表9－14									
区 分		単 位	職 種	外 業	内 業		計												
				調 査	図面等	算 定													
機械設備の見積		台 (装 置)	主任技師	0.14	—	0.43	0.57 人												
			技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19 人												
注1 (略)										注1 (略)									
注2 (略)										注2 (略)									
注3 (略)										注3 (略)									
注4 本表は、 <u>表6－21</u> を再掲したものである。										注4 本表は、 <u>表6－19</u> を再掲したものである。									

新・改正（R08.7.1）							旧・現行（R07.7.1施行）										
見積徴収者員数				表9－15			見積徴収者員数				表9－15						
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計				
			調 査	図面等	算 定					調 査	図面等	算 定					
生産設備の見積	台 （設 備）	主任技師	0.23	—	0.36	0.59 人	生産設備の見積	台 （設 備）	主任技師	0.23	—	0.36	0.59 人				
		技師 A	0.23	0.41	0.23	0.87 人			技師 A	0.23	0.41	0.23	0.87 人				
注1 （略）							注1 （略）										
注2 （略）							注2 （略）										
注3 （略）							注3 （略）										
注4 本表は、 <u>表6－25</u> を再掲したものである。							注4 <u>本表は、表6－23</u> を再掲したものである。										
第11 再算定業務							第11 再算定業務										
3 再算定業務（再調査不要）							3 再算定業務（再調査不要）										
再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。また、平成28年度以前に補償額を算定した「非木造建物A」及び「非木造建物B（軽量鉄骨造を除く）」については、これに「構造計算を行わない場合」の「内業（図面等）」を30%に補正して加えるものとする。							再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。また、平成28年度以前に補償額を算定した「非木造建物A」及び「非木造建物B（軽量鉄骨造を除く）」については、これに「構造計算を行わない場合」の「内業（図面等）」を30%に補正して加えるものとする。										
ただし、見積徴収(部材等の見積を除く)により再算定を行う場合は、表6－13、 <u>表6－15</u> 、 <u>表6－21</u> 、 <u>表6－25</u> 及び <u>表6－29</u> の「外業(調査)」と「内業(図面等・算定)」により行うものとする。							ただし、見積徴収(部材等の見積を除く)により再算定を行う場合は、表6－13、 <u>表6－19</u> 、 <u>表6－23</u> 及び <u>表6－27</u> の「外業(調査)」と「内業(図面等・算定)」により行うものとする。										
なお、営業補償の再算定業務については、原則として、4再調査業務（6）及び（7）により行うものとする。							なお、営業補償の再算定業務については、原則として、4再調査業務（6）及び（7）により行うものとする。										
第13 消費税等調査							第13 消費税等調査										
2 消費税等調査							2 消費税等調査										
(1) 営業調査等を伴わない事業者							(3) 営業調査等を伴わない事業者										
				表13－1							表13－1						
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.16</u>	0.09	—	<u>0.25 人</u>		消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.15</u>	0.09	—	<u>0.24 人</u>	
			技師 B	<u>0.16</u>	0.13	—	<u>0.29 人</u>					技師 B	<u>0.15</u>	0.13	—	<u>0.28 人</u>	
(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）							(4) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）										
				表13－2							表13－2						
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		

別表 1	新・改正 (R08. 7. 1)									旧・現行 (R07. 7. 1施行)								
	消費税等調査	事業者	—	技師 A 技師 B	<u>0.08</u> <u>0.08</u>	0.09 0.13	— —	<u>0.17 人</u> <u>0.21 人</u>		消費税等調査	事業者	—	技師 A 技師 B	<u>0.06</u> <u>0.06</u>	0.09 0.13	— —	<u>0.15 人</u> <u>0.19 人</u>	
	設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表 (1)																	
	区分	種 別		細 別	単 位	数 位	備 考			区分	種 別		細 別	単 位	数 位	備 考		
	共 通	打合せ協議			業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。			共 通	打合せ協議			業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。		
		作業計画の策定			業務	1					作業計画の策定			業務	1			
	権利調査(墓地管理者等調査)				使用者	1				権利調査(墓地管理者等調査)				使用者	1			
	建 物 等 の 調 査	打合せ協議		中間打合せ	回	1				建 物 等 の 調 査	打合せ協議		中間打合せ	回	1			
		現地踏査			業務	1					現地踏査			業務	1			
		木造建物			棟	1					木造建物			棟	1			
		木造特殊建物			棟	1					木造特殊建物			棟	1			
		非木造建物			棟	1					非木造建物			棟	1			
		建物		見積	棟	1					建物		見積	棟	1			
		<u>石綿分析調査の依頼</u>			<u>回</u>	<u>1</u>												
		<u>石綿除去処分</u>		<u>見積</u>	<u>回</u>	<u>1</u>												
		建物等の法令適合性の調査			棟	1					建物等の法令適合性の調査			棟	1			
		機械設備			事業所	1					機械設備			事業所	1			
	の 調 査	機械設備		見積	台	1				の 調 査	機械設備		見積	台	1			
		生産設備			設備	1					生産設備			設備	1			
		生産設備		見積	台	1					生産設備		見積	台	1			
		附帯工作物			戸	1					附帯工作物			戸	1			
		附帯工作物		工場等の敷地	箇所	1					附帯工作物		工場等の敷地	箇所	1			
		独立工作物			箇所	1					独立工作物			箇所	1			
		独立工作物		見積	箇所	1					独立工作物		見積	箇所	1			
	立竹木			m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。			立竹木			m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。				

新・改正 (R08.7.1)							旧・現行 (R07.7.1施行)						
		庭園		箇所	1				庭園		箇所	1	
		墳墓等		m ²	1				墳墓等		m ²	1	
		建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1				建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
		照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1				照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
			照応建物の設計案の作成	案	1					照応建物の設計案の作成	案	1	
	営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		業務	1				現地踏査		業務	1	
		営業		事業所	1				営業		事業所	1	
		仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1				仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
			賃貸物件	事業所	1					賃貸物件	事業所	1	
		居住者		世帯	1				居住者		世帯	1	
		動産	一般住家、農家住宅	戸	1				動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
			店舗	店舗	1					店舗	店舗	1	
			事業所、工場、倉庫	事業所	1					事業所、工場、倉庫	事業所	1	
		その他通損	仮住居、借家人、家賃減収（標準家賃調査あり）	世帯	1				その他通損	仮住居、借家人、家賃減収（標準家賃調査あり）	世帯	1	
			仮住居、借家人、家賃減収（標準家賃調査なし）	世帯	1					仮住居、借家人、家賃減収（標準家賃調査なし）	世帯	1	
			移転雑費	所有者	1					移転雑費	所有者	1	
		その他	仮住居あり	世帯	1				その他	仮住居あり	世帯	1	
			仮住居なし	世帯	1					仮住居なし	世帯	1	
	予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		業務	1				現地踏査		業務	1	
		関係資料収集		権利者	1				関係資料収集		権利者	1	
		企業内容等の調査		事業所	1				企業内容等の調査		事業所	1	
		敷地使用実態の調査		事業所	1				敷地使用実態の調査		事業所	1	
		駐車場等の使用実態追加調査		回	1				駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
		建物調査		棟	1				建物調査		棟	1	
		機械設備等調査		事業所	1				機械設備等調査		事業所	1	
		移転計画案の作成		事業所	1				移転計画案の作成		事業所	1	
	法転工 案	打合せ協議	中間打合せ	回	1			法転工 案	打合せ協議	中間打合せ	回	1	

新・改正 (R08.7.1)							旧・現行 (R07.7.1施行)						
		現地踏査		業務	1				現地踏査		業務	1	
		関係資料収集		権利者	1				関係資料収集		権利者	1	
		企業内容等の調査		事業所	1				企業内容等の調査		事業所	1	
		敷地使用実態の調査		事業所	1				敷地使用実態の調査		事業所	1	
		駐車場等の使用実態追加調査		回	1				駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
		移転工法案の作成		事業所	1				移転工法案の作成		事業所	1	
		照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1				照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
		機械設備設計		事業所	1				機械設備設計		事業所	1	
		機械設備設計	見積	台	1				機械設備設計	見積	台	1	
	事業認定申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1			事業認定申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		業務	1				現地踏査		業務	1	
		現地調査等		業務	1				現地調査等		業務	1	
		資料の収集及び作成		業務	1				資料の収集及び作成		業務	1	
		調書等の作成		業務	1				調書等の作成		業務	1	
		添付図面の作成		種類	1				添付図面の作成		種類	1	
	裁決申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1			裁決申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査	物件有	件	1				現地踏査	物件有	件	1	
			物件無	件	1					物件無	件	1	
		資料の整理・検討		件	1				資料の整理・検討		件	1	
		裁決申請書（案）等の作成		件	1				裁決申請書（案）等の作成		件	1	
		図面の作成	起業地表示図等	件	1				図面の作成	起業地表示図等	件	1	
			土地調書添付図面	筆	1					土地調書添付図面	筆	1	
		その他参考図書の作成		件	1				その他参考図書の作成		件	1	
	明渡裁決申立図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1			明渡裁決申立図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査	物件有	件	1				現地踏査	物件有	件	1	
			物件無	件	1					物件無	件	1	
		資料の整理・検討		件	1				資料の整理・検討		件	1	
		明渡裁決申請立書（案）等	物件有	件	1				明渡裁決申請立書（案）等	物件有	件	1	

新・改正 (R08.7.1)							旧・現行 (R07.7.1施行)						
		の作成	物件無	件	1				の作成	物件無	件	1	
		図面の作成		件	1				図面の作成		件	1	
		その他参考図書の作成		件	1				その他参考図書の作成		件	1	
	再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1			再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		権利者	1				現地踏査		権利者	1	
		営業（再調査・再算定）		事業所	1				営業（再調査・再算定）		事業所	1	
		仮営業所設置（再調査・再算定）	プレハブリース	事業所	1				仮営業所設置（再調査・再算定）	プレハブリース	事業所	1	
			賃貸物件	事業所	1					賃貸物件	事業所	1	
	補 償 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1			補 償 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地調査		業務	1				現地調査		業務	1	
		現況ヒアリング	補償説明等 A	権利者	1				現況ヒアリング	補償説明等 A	権利者	1	
			補償説明等 B	権利者	1					補償説明等 B	権利者	1	
		説明資料等の作成	補償説明等 A	権利者	1				説明資料等の作成	補償説明等 A	権利者	1	
			補償説明等 B	権利者	1					補償説明等 B	権利者	1	
		補償説明	補償説明等 A	権利者	1				補償説明	補償説明等 A	権利者	1	
			補償説明等 B	権利者	1					補償説明等 B	権利者	1	
	消 費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			消 費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		消費税等調査	営業調査有	事業者	1				消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
			営業調査無	事業者	1					営業調査無	事業者	1	

附 則

(施行期日)

この積算基準は、平成25年 7 月 1 日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、平成27年 5 月 1 日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、平成27年10月 1 日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

新・改正 (R08.7.1)							旧・現行 (R07.7.1施行)						
		の作成	物件無	件	1				の作成	物件無	件	1	
		図面の作成		件	1				図面の作成		件	1	
		その他参考図書の作成		件	1				その他参考図書の作成		件	1	
	再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1			再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		権利者	1				現地踏査		権利者	1	
		営業（再調査・再算定）		事業所	1				営業（再調査・再算定）		事業所	1	
		仮営業所設置（再調査・再算定）	プレハブリース	事業所	1				仮営業所設置（再調査・再算定）	プレハブリース	事業所	1	
			賃貸物件	事業所	1					賃貸物件	事業所	1	
	補 償 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1			補 償 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地調査		業務	1				現地調査		業務	1	
		現況ヒアリング	補償説明等 A	権利者	1				現況ヒアリング	補償説明等 A	権利者	1	
			補償説明等 B	権利者	1					補償説明等 B	権利者	1	
		説明資料等の作成	補償説明等 A	権利者	1				説明資料等の作成	補償説明等 A	権利者	1	
			補償説明等 B	権利者	1					補償説明等 B	権利者	1	
		補償説明	補償説明等 A	権利者	1				補償説明	補償説明等 A	権利者	1	
			補償説明等 B	権利者	1					補償説明等 B	権利者	1	
	消 費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			消 費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		消費税等調査	営業調査有	事業者	1				消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
			営業調査無	事業者	1					営業調査無	事業者	1	

附 則

(施行期日)

この積算基準は、平成25年 7 月 1 日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、平成27年 5 月 1 日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この用地積算基準は、平成27年10月 1 日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

